

令和5年度大分県職員（職業訓練指導員）採用選考要領

令和5年4月25日  
大分県人事委員会

1 選考対象職種、採用予定者数及び職務内容

職 種	採用予定者数	職 務 内 容
職業訓練指導員 (竹工芸)	1 名	主として、県立竹工芸訓練センターにおいて、竹工芸品の製作に関する竹材の材料加工、各種編組技術、染色、塗装技術等の学科及び実技に関する普通職業訓練（職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条に規定する職業訓練）に相当する指導業務に従事します。 また、商工観光労働部の本庁における職業能力開発等に関する業務に従事することもあります。

2 受験資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 昭和49年4月2日以降に生まれた者
- (2) 学校教育法に基づく高等学校以上の学校を卒業した者  
大分県人事委員会が上記に該当する者と同等の資格があると認める者
- (3) 普通職業訓練における職業訓練指導員資格（職業能力開発校等の行う職業訓練の基準等を定める条例（平成24年大分県条例第72号）第9条）のいずれかに該当する者又は令和6年3月31日までに該当見込みの者（別紙参照）で、竹工芸科の職業訓練指導員免許を有する者又は令和6年3月31日までに当該免許を取得見込みの者
- (4) 地方公務員法第16条及び職業能力開発促進法第28条第5項に該当しない者
- (5) 令和6年4月1日以降の採用に応じられる者

※ 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。

※ 日本国籍を有しない者も受験できます。ただし、日本国籍を有しない者は、採用時に職務に従事可能な在留資格がない場合は採用されません。また、日本国籍を有しない者の任用にあたっては、「公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職には就けない」という公務員の基本原則に沿った任用が行われます。

※ 竹工芸科に関する職業訓練指導員試験を令和5年11月～12月中旬に行う予定です。（別紙参照）

3 選考方法、日時等

区 分	選考項目	選考の 内 容	日 時	場 所
第1次選考 (全員受験)	論文試験 (80点)	職務の遂行に必要な論理性、表現力等についての筆記試験	令和5年7月2日(日) 入室開始 午前9時 着席完了 午前9時25分 試験時間 論文試験 午前9時30分から11時30分まで	別府市東荘園3-3 竹工芸訓練センター Tel.0977-23-3609 (自動車での来場及び 駐車もできます。)
	専門試験 (80点)	専門的知識、能力及び技術等についての択一式及び記述式による筆記試験 ※出題分野：竹工芸品の製作における基礎的な技能及びこれに関する知識、竹・籐等の製品の製作における技能及びこれに関する知識	専門試験 午後0時40分から2時10分まで 実技試験 午後2時30分から4時まで	
	実技試験 (160点)	竹工（材料加工及び編組）についての実技試験 ※作業服及び使用工具（厚さ決め工具を除く。）を持参してください。 ※材料（竹材）、作業台は貸与します。		
第2次選考 (第1次選考の合格者のみ受験)	面 接 (320点)	(1)公務員としての適格性 (2)専門的知識 (3)人物 } についての個別面接	令和5年8月8日(火) ※時間は別途連絡	大分県市町村会館 (大分市大手町2-3-12) ※詳細は別途連絡

(注) 1 論文試験及び専門試験は、試験開始後30分を経過したら入室できません。実技試験は、原則として遅刻を認めません。

2 第1次選考の合格通知（連絡）は、7月28日（金）に行う予定であり、当該合格者についてのみ第2次選考を行うこととします。合格者発表は専用サイトのマイページ内でお伝えします。また、合格者の受験番号は、「大分県職員採用ポータル」に掲載します。必ず「大分県職員採用ポータル」にて合否を確認してください。

3 受験者数の状況によっては、面接試験の実施日・会場等を変更する場合があります。


#### 4 選考結果の情報提供

受験者は、第1次選考及び第2次選考の選考項目別得点、総合得点及び総合順位を、合格発表日以降に閲覧することができます（口頭による開示請求に基づく簡易開示は行いません。）。

なお、選考項目には合格基準があり、その合格基準に達しない場合は「不合格」となります。したがって、総合得点及び総合順位が上位であっても「不合格」となる場合があります。

区分	閲覧できる者	閲覧できる内容	閲覧期間	閲覧の方法
第1次選考	第1次選考不合格者 (途中棄権者を除く。)	選考項目別得点、 総合得点及び総合順位	合格発表の日から起算して1か月間	各試験の合格発表の日以降に専用サイトのマイページ内でお伝えします。
第2次選考	第1次選考合格者			

#### 5 受験申込手続き

(1) 受付期間	○令和5年4月25日(火)～6月16日(金)午後5時15分 受付期間中に正常に到達したものに限り受け付けします
(2) インターネットによる申込み 	○申込みはインターネットでのみ受け付けします。なお、インターネットによる申込みをする前に、(3)のインターネットの申込みの前に準備するデータを、申込みを行うパソコン又はスマートフォンに保存しておいてください。 ○「大分県職員採用ポータル」から、「職業訓練指導員(竹工芸)」にアクセスし、申込画面上の注意事項を十分確認の上、直接申し込んでください(ご使用の機種や環境によっては、利用できないことがあります)。スマートフォン等をご利用の場合は、左の2次元コードからアクセスすることもできます。 ○申込みを正常に受け付けた際には「申請受付のお知らせ」を専用サイトのマイページ内に送信するので、必ず確認してください。返信が届かない場合は、大分県人事委員会事務局まで連絡してください。 ○システムの操作等でご不明な点がございましたら、大分県人事委員会事務局(097-506-5222:受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日は除く。))にお問い合わせください。
(3) インターネットの申込みの前に準備するデータ	①顔写真データ ・申込前6か月以内に写した上半身脱帽正面向きのもの ・写真の大きさは「縦4:横3」の比率が基本です。 推奨サイズは、「560Pixel×420Pixel」もしくは「600Pixel×450Pixel」です。 ・画像のファイル形式は「JPEG」、「JPG」又は「PNG」で、画像のファイル名は『顔写真(受験者氏名)』としてください。例:顔写真(大分太郎) ②高等学校等の卒業(見込)証明書の画像データ ・上記「2受験資格」の(2)に該当することが証明できる高等学校等の卒業(見込)証明書をスキャナーでA4サイズに縮小してスキャンしたPDFデータ ・PDFデータのファイル名は、『卒業(見込)証明書(受験者氏名)』としてください。例:卒業(見込)証明書(大分太郎) ③職業訓練指導員免許証(免許保有者のみ)の画像データ ・竹工芸科の職業訓練指導員免許証をスキャナーでA4サイズに縮小してスキャンしたPDFデータ ・PDFデータのファイル名は、『職業訓練指導員免許証(受験者氏名)』としてください。
(4) 受験票の送付	○6月22日(木)までに、専用サイトのマイページ内に送信するので、 <b>各自で印刷し、通常はがきの大きさ・厚さの紙に貼り付けてください。</b> ※6月23日(金)時点で受験票が届かない場合は、大分県人事委員会事務局にお問い合わせください。

#### 6 採用時期

令和6年4月1日以降

#### 7 給 与

初任給は、採用前の職歴等を勘案の上、決定されます。例えば、採用時の年齢が35歳で、高校卒業後民間企業等における職務経歴年数が17年の場合、月額295,800円程度です。

また、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等が勤務条件に応じて支給されます。なお、例示した月額は令和5年4月1日現在のもので、職歴のある者は、条件に応じて加算されます。

## 8 問合せ・連絡先

大分県人事委員会事務局 大分市大手町2丁目3番12号 (〒870-0022)  
「大分県職員採用ポータル」 <https://oita-recruit.com/>

電話 097-506-5222



## 9 その他

送付された受験票は、選考当日に必ず持ってきてください。  
昼食は各自で準備してください。

(別紙)

## 普通職業訓練における職業訓練指導員資格

(職業能力開発校等の行う職業訓練の基準等を定める条例第9条)

竹工芸分野において、次の各号のいずれかに該当する者又は令和6年3月31日までに該当見込みの者

- 一 職業訓練指導員免許を受けた者
- 二 次の各号のいずれかに該当する者（職業訓練指導員免許を受けた者及び職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者以外の者にあつては、職業能力開発校等の行う職業訓練の基準等を定める条例施行規則（以下「規則」という。）で定める講習を修了したものに限る。）
  - イ 職業能力開発促進法第二十八条第一項に規定する普通職業訓練に係る教科（以下この条において単に「教科」という。）に関し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者で、その後一年以上の実務の経験を有するもの
  - ロ 教科に関し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者で、その後三年以上の実務の経験を有するもの
  - ハ 教科に関し、学校教育法による大学を卒業した者で、その後四年以上の実務の経験を有するもの
  - ニ 教科に関し、学校教育法による短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後五年以上の実務の経験を有するもの
  - ホ 教科に関し、省令第四十六条の規定による職業訓練指導員試験の免除を受けることができる者
  - ヘ 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として規則で定める者
- ※ 竹工芸科に関する職業訓練指導員試験を11～12月中旬に行う予定です。  
なお、指導員試験の主な受験資格者は、高等学校以上を卒業し5年以上の実務経験を有する者、竹工芸訓練センターを修了し、2年以上の実務経験を有する者、竹工芸に関する技能検定2級合格者などです。

○職業訓練指導員資格に関するお問合せ先

商工観光労働部 雇用労働政策課 職業能力開発班

(電話：097-506-3328)